

○松本市福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助
金交付要綱

令和3年3月30日

告示第152号

改正 令和3年4月15日告示第314号

改正 令和3年6月25日告示第355号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大を防止するため、福祉サービス事業所の従業員等を対象とした自主検査の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス特別警報Ⅰ 新型コロナウイルス長野県対策本部が新型コロナウイルス感染症に係る県独自の感染警戒レベル4に相当するものとして発出するものをいう。
- (2) 新型コロナウイルス特別警報Ⅱ 新型コロナウイルス長野県対策本部が新型コロナウイルス感染症に係る県独自の感染警戒レベル5に相当するものとして発出するものをいう。
- (3) 緊急事態宣言 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条に規定するものをいう。
- (4) 新型コロナウイルス特別警報Ⅰ等 新型コロナウイルス特別警報Ⅰ、新型コロナウイルス特別警報Ⅱ又は緊急事態宣言をいう。
- (5) PCR等検査 新型コロナウイルス感染症に係るPCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査又は抗原定性検査（無症状者に対して実施するものに関しては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）（令和3年3月3日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に定める条件

を満たすものに限る。)をいう。

(6) 行政検査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条の規定に基づく検査をいう。

(交付の対象等)

第3条 交付の対象となる検査は、別表第1に掲げる事業所の設置者又は運営者(以下「設置者等」という。)が、別表第2に掲げる者(以下「検査対象者」という。)を対象として、令和3年5月22日以降に自主的に実施するPCR等検査とする。ただし、検査対象者が行政検査又は保険診療による検査の対象者である場合を除く。

2 前項のPCR等検査は、新型コロナウイルス特別警報I等の発出期間及び当該期間解除後2週間以内の期間(以下「対象期間」という。)に実施されるものとし、当該期間中において検査回数は制限しないものとする。ただし、施設等が提供するサービスを受けるために、当該施設等へ新たに入所するものにあつては、当該対象期間中において一人につき1回を限度とする。

3 第1項のPCR等検査を実施する者(以下「検査実施機関」という。)は、新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知及び協力依頼について(令和2年11月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(別添2)(抄)の留意すべき事項を遵守するものとする。

(補助金の算出方法)

第4条 補助金は、次のとおり算出するものとする。

(1) 検査回数が1回のみの場合 検査対象者ごとに別表第3に定める対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額と15,000円のいずれか少ない方の額を選定する。

(2) 検査回数が複数の場合 検査対象者ごとに別表第3に定める対象経費の実支出額に10分の9を乗じて得た額と23,000円のいずれか少ない方の額を選定する。

(3) 前2号の規定により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第5条 設置者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、松本市福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付し、市長が指定した期日までに提出しなければならない。

(1) 松本市福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金実績報告書兼事業精算書【総括表】(様式第2号)

(2) 松本市福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金実績報告書(検査対象者内訳書)(様式第3号)

(3) 補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本

(補助金の交付の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を請求するときは、松本市福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の代理受領)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の受領について、新型コロナウイルス感染症に関する自費による検査を受けた検査機関(以下「検査実施機関」という。)に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、当該補助事業の総事業費から当該補助金を控除した額を超える額を設置者等が検査実施機関に支払っているときは、代理受領はできないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、松本市福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金交付請求書(代理受領用)(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年3月30日から施行し、令和3年1月8日以後に行うPCR等検査から適用する。

(令和3年4月22日から令和3年5月21日までの期間に係る特例)

2 令和3年4月22日から令和3年5月21日までの期間に限り、第3条第1項中「令和

3年1月8日以降」とあるのは「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ（新型コロナウイルス長野県対策本部が新型コロナウイルス感染症に係る県独自の感染警戒レベル4に相当するものとして発出するものをいう。以下同じ。）以上の発出以降」と、同条第2項中「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ等の発出期間に実施されるもの」とあるのは「施行日以降初めて発出される新型コロナウイルス特別警報Ⅰの発出から1か月間に実施されるものに限るもの」と、「一人につき1回を限度とする。」とあるのは「一人につき2回を限度とする。ただし、別表第2第3号に規定する者については、1回を限度とする。」と、第4条第1項第1号中「1/3を乗じて得た額と7,500円とを比較して少ない方の額を選定する。」とあるのは「10分の9を乗じて得た額」と、同項第2号中「前号の規定により選定された額の合計額」とあるのは「前号の額」と、別表第1中「

区分	対象事業所
高齢福祉関係	認知症対応型共同生活介護
障害福祉関係	共同生活援助

」とあるのは「

区分	対象事業所	
高齢福祉関係	施設	介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護（地域密着型、認知症対応型を含む。）、療養通所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護（看護を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移

	行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、精神障害者共同作業所
--	---

」と、別表第2中「

区分	検査対象者
高齢福祉関係 障害福祉関係	(1) 事業所において当該事業所の業務に従事している者（非常勤職員及びボランティアを含む。） (2) 委託契約等に基づき、事業所に立ち入る委託業者等の従業員

」とあるのは「

区分	検査対象者
高齢福祉関係 障害福祉関係	(1) 事業所において当該事業所の業務に従事している者（非常勤職員及びボランティアを含む。） (2) 委託契約等に基づき、事業所に立ち入る委託業者等の従業員 (3) 施設等が提供するサービスを受けるために、当該施設等に新たに入所するもの

」と、様式第3号中「

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月25日から施行し、令和3年5月22日以後に実施するPCR等検査から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症自主検査費用補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和3年6月25日告示第355号)

別表第1 (第3条関係)

区分	対象事業所	
高齢福祉関係	施設	介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護（地域密着型、認知症対応型を含む。）、療養通所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護（看護を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、精神障害者共同作業所

別表第2 (第3条関係)

区分	検査対象者
高齢福祉関係 障害福祉関係	(1) 事業所において当該事業所の業務に従事している者（非常勤職員及びボランティアを含む。） (2) 委託契約等に基づき、事業所に立ち入る委託業者等の従業員

別表第3（第4条関係）

区分	検査対象者
高齢福祉関係 障害福祉関係	(1) 事業所において当該事業所の業務に従事している者（非常勤職員及びボランティアを含む。） (2) 委託契約等に基づき、事業所に立ち入る委託業者等の従業員 (3) 施設等が提供するサービスを受けるために、当該施設等に新たに入所するもの